

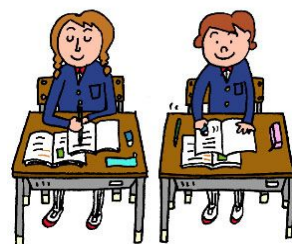
Pick up! 研修 ～ 塩谷支部 ～

全体研修Ⅱ
1月16日

租 税 教 室

講師 氏家税務署
時間 14:20～15:40

もちろん、社会人向けの「租税教室」です。「暮らしの税情報」<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/h20/index.htm>という冊子をテキストにして、講話を頂きました。しかし、公債残高の累増・社会保障給付費の増大に伴い、消費税率の見直しが行われているのは皆さんご存じですね。
消費税は、国税4%＋地方税1%という内訳です。



公立学校の児童生徒1人当たりの年間教育費は、約90万円



確定申告書

もうすぐ確定申告の時期です。確定申告書は、国税庁のHPで作成できます。プリントアウトして、そのまま税務署へ提出できますのでお薦めです♪
(平成20年分 確定申告書等作成コーナーは、下記のアドレス)
<https://www.keisan.nta.go.jp/>

【気になるポイント】

- ★給与所得以外の所得が20万円を超える場合には、確定申告が必要です。
→ 農業所得や不動産・小作料なども対象です。
- ★パート・内職収入は、基礎控除38万円＋必要経費65万円の合計103万円までの方は、所得税が非課税です。(ただし、住民税は100万円までとなります。)
- ★医療費控除のミより情報は、差し歯ローンがローン契約の年に一括控除できます。☆市販の風邪薬等も、薬事法内である物の購入費も控除対象です。しかし、老人性の難聴による補聴器購入(診療に要する物を除く)は、残念ながら該当しません。

生命保険金受取人にかかる税金



「目からウロコ」な情報は、生命保険金受取人にかかる税金です。夫婦間で、被保険者・負担者・受取人・満期か死亡かのケースにより、課税関係が一時所得や相続税、贈与税と変わります。

【夫婦間でみる保険金への税金】

被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
夫	夫	夫	満期	夫の一時所得
		妻	満期	妻に贈与税
			夫の死亡	妻に相続税
妻	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税
		夫	満期	夫の一時所得
			妻の死亡	夫の一時所得

←妻が契約者